

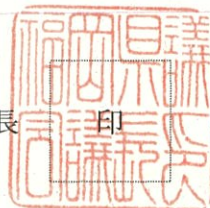
公文書非開示決定通知書

5 福議調第253号

令和5年8月18日

新海 聡 様

福岡県議会議長



令和5年8月4日付けで開示請求のあった公文書については、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る公文書の件名	令和3年11月12日に渡辺昇愛知県議が、福岡県庁企画・地域振興部 空港対策局空港事業課福岡空港係職員と福岡国際空港（株）を訪れた際の ・調査依頼書 ・事前日程調整のやりとりがわかるもの ・当日の行動がわかるもの ・当日の福岡国際空港の会議室利用実績が分かるもの ・対応した福岡国際空港職員の氏名と内容がわかるもの ・福岡県、福岡国際空港（株）が渡辺県議に提供した資料 ・渡辺県議から受領した資料			
開示しない理由	福岡県情報公開条例（ 年福岡県条例第 号） 第 条 第 号に該当			
	<table border="1"><thead><tr><th>該当号</th><th>説明</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>請求に係る公文書は作成も取得もしておらず、存在しません。</td></tr></tbody></table>	該当号	説明	
該当号	説明			
	請求に係る公文書は作成も取得もしておらず、存在しません。			
事務担当課等	福岡県議会事務局 調査課 情報広報班 電話番号（092）643-3832 内線（5215）			
〔*公文書を開示することができることとなる期日が明らかな場合〕 当該公文書は、令和 年 月 日以降に開示できますので、その日以後改めて請求してください。				

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県議会議長に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県議会議長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

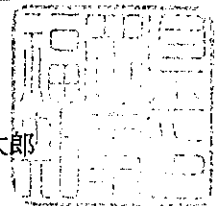
なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

公文書非開示決定通知書

5空政第132号
令和5年8月10日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

福岡県知事 服部 誠太郎



令和5年8月1日付けで開示請求のあった公文書については、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る公文書の件名	令和5年5月9日に、愛知県議会事務局職員から、福岡県庁企画・地域振興部 空港対策局空港事業課福岡空港係林宜伸係長に対し、「令和3年11月12日に渡辺昇愛知県議が福岡国際空港(株)を訪問した件」の電話での問い合わせがあった内容がわかるもの	
開示しない理由	福岡県情報公開条例（ —— 年福岡県条例第 —— 号） 第 —— 条 第 —— 号に該当	
	該当号	説明 開示請求に係る公文書は、請求時点では文書を作成も取得もしておらず、存在しません。
事務担当課等	企画・地域振興部空港対策局 空港政策課 福岡空港係 電話番号 (092) 643-3215 内線 (2684)	
[*公文書を開示することができることとなる期日が明らかな場合] 当該公文書は、 年 月 日以降に開示できますので、その日以後改めて請求してください。		

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

公文書非開示決定通知書

5空政第131号
令和5年8月10日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

福岡県知事 服部 誠太郎



令和5年8月1日付けで開示請求のあった公文書については、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る公文書の件名	令和3年11月12日に渡辺昇愛知県議が、福岡県庁企画・地域振興部 空港対策局空港事業課福岡空港係職員と福岡国際空港（株）を訪れた際の ・事前日程調整のやりとりがわかるもの ・当日の福岡国際空港の会議室利用実績が分かるもの ・福岡県、福岡国際空港（株）が渡辺県議に提供した資料 ・渡辺県議から受領した資料	
開示しない理由	福岡県情報公開条例（ 平成13年福岡県条例第5号 ） 第11条第2項 に該当	
	該当号	説明 開示請求に係る公文書は、請求時点では文書を作成も取得しておらず、存在しません。
事務担当課等	企画・地域振興部空港対策局 空港政策課 福岡空港係 電話番号 (092) 643-3215 内線 (2684)	
〔*公文書を開示することができることとなる期日が明らかな場合〕 当該公文書は、 年 月 日以降に開示できますので、その日以後改めて請求してください。		

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

公文書部分開示決定通知書

5 空政第130号
令和5年8月10日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

福岡県知事 服部 誠太郎



令和5年8月1日付けで開示請求のあった公文書については、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る公文書の件名	愛知県議会議員による福岡空港ピアマルシェの視察	
公文書の開示を実施する日時及び場所	日 時	午前 年 月 日 時 分 午後
	場 所	郵送による
開示しない部分及び理由	福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号） 第7条第1項第1号に該当	
	該当号	説 明
	1号	福岡国際空港株式会社の対応職員として記載されている氏名は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
事務担当課等	企画・地域振興部空港対策局 空港政策課福岡空港係 電話番号 (092) 643-3215 内線 (2684)	
〔*開示しない部分について、開示することができることとなる期日が明らかな場合〕 当該公文書は、年 月 日以降に開示できますので、その日以後改めて請求してください。		

~~注1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。~~

~~2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課まで連絡してください。~~

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

・ 写しの交付に要する費用（1枚分）として、10円の現金又は普通為替証書、郵送料として84

円の郵便切手を、上記事務担当課に送付してください。確認後、現金領収証と公文書の写しをお送りします。

令和3年11月15日

起案	福岡空港係	課長補佐	課長

愛知県議会議員による福岡空港ピアマルシェの視察

標題につきまして、当日の状況を報告します。

- 日 時：令和3年11月12日（金）15：45～1時間程度
- 場 所：FIAC 会議室及び福岡空港内
- 訪問者：愛知県議会議員 渡辺 昇（自民党）
- 対 応：FIAC：[REDACTED]、県空港事業課：林（記）

1 当日の動き

- ・ 15：45 渡辺県議と福岡空港1F北側到着口で待ち合わせ（林が待機→FIACへ案内）
- ・ 15：50 [REDACTED]から福岡空港の説明（FIAC3F会議室）
- ・ 16：25 福岡空港内 飲食店等を見学
- ・ 16：50 解散

2 説明内容

※別紙、FIACが作成した資料を基に[REDACTED]から説明。

- ・ 2019年4月から民間として運営がスタート。
- ・ 主な出資者として、西鉄、三菱商事、チャンギエアポート、福岡県。
- ・ 国際路線の比率として、中国路線の比率（現状10%）を上げていきたい。

3 県議からの質問等

※FIAC [REDACTED]が回答

- ・ 提供されたFIACからの資料については、愛知県議会での質問等で利用して良いか。
→この内容は公表されているものなので構わない。
- ・ 福岡空港のピアマルシェは集客力を上げるためには魅力的。県営名古屋空港の参考にしたい。ピアマルシェの利用者数、売上のデータはもらえないか。
→福岡空港内の飲食店等はほとんどがテナントとして入っており、FIACの直営ではないため、データの提供はできない。